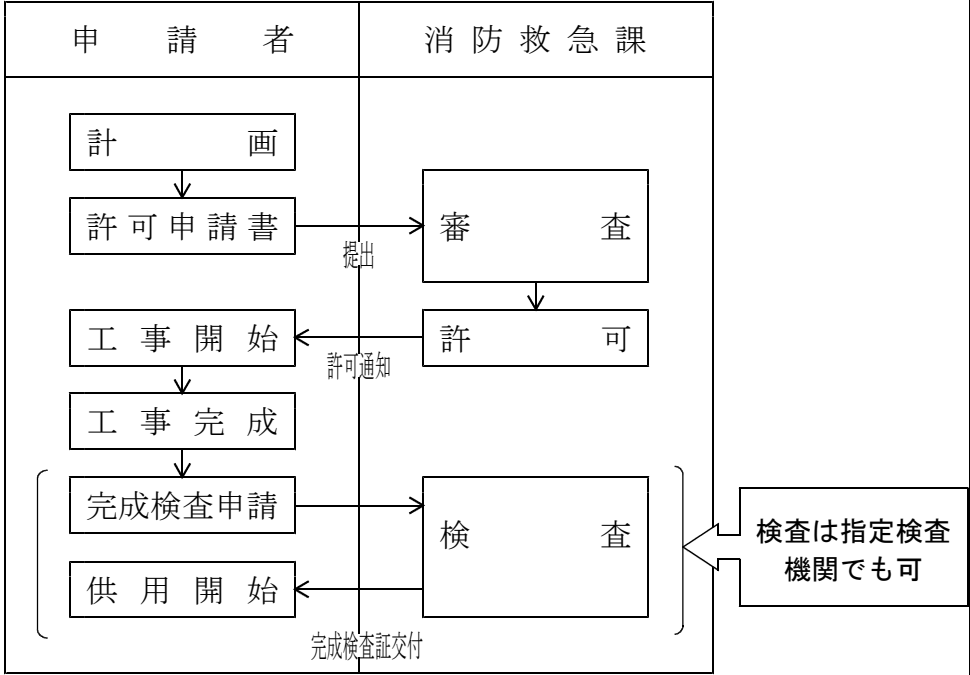


<p>根拠法令</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第36条第1項、第38条の3)</p>	<p>担当課 担当係</p>	<p>消防救急課 保安係 0742-27-5422</p>														
<p>制度の概要</p>	<p>LPガス容器又は貯槽（以下、「LPガス容器等」という。）の設置等を行おうとする場合は、貯蔵能力により許可又は届出が必要となる。</p>																
<p>目的</p>	<p>LPガス容器等の設置等を規制することにより、LPガスによる災害を防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。</p>																
<p>対象地域</p>	<p>県内全域</p>																
<p>規制内容</p>	<p>LPガス容器等の許可又は届出が必要な場合</p> <table border="1" data-bbox="422 723 1200 1079"> <thead> <tr> <th>貯蔵能力</th> <th>容器の場合</th> <th>貯槽の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000kg以上</td> <td>許可</td> <td rowspan="2">許可</td> </tr> <tr> <td>1,000kg以上3,000kg未満</td> <td rowspan="2">設備工事届出^(*)</td> </tr> <tr> <td>500kg超1,000kg未満</td> <td></td> <td>設備工事届出^(*)</td> </tr> <tr> <td>500kg以下</td> <td colspan="2"> 知事への許可又は届出は不要 ※ 300kg以上は消防法に基づき、消防署への届出が必要 </td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(*)…液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第86条に指定する施設又は建築物に該当する場合のみ届出が必要。該当しない場合は、(300kg以上の)消防法に基づく届出が必要。</small></p>			貯蔵能力	容器の場合	貯槽の場合	3,000kg以上	許可	許可	1,000kg以上3,000kg未満	設備工事届出 ^(*)	500kg超1,000kg未満		設備工事届出 ^(*)	500kg以下	知事への許可又は届出は不要 ※ 300kg以上は消防法に基づき、消防署への届出が必要	
貯蔵能力	容器の場合	貯槽の場合															
3,000kg以上	許可	許可															
1,000kg以上3,000kg未満	設備工事届出 ^(*)																
500kg超1,000kg未満			設備工事届出 ^(*)														
500kg以下	知事への許可又は届出は不要 ※ 300kg以上は消防法に基づき、消防署への届出が必要																
<p>許可等の基準</p>	<p>許可又は届出に関する基準は、経済産業省令等で規定されている。</p>																
<p>手続のフロー図</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定によるLPガス容器等の設置の許可申請等 1 許可の場合</p>  <pre> graph TD subgraph Applicant [申請者] A1[計画] --> A2[許可申請書] A3[工事開始] --> A4[工事完成] A5[完成検査申請] --> A6[供用開始] end subgraph FireDept [消防救急課] F1[審査] --> F2[許可] F3[検査] end A2 -- 提出 --> F1 F2 -- 許可通知 --> A3 A5 --> F3 F3 -- 完成検査証交付 --> A6 Note[検査は指定検査機関でも可] --> F3 </pre>																

2 設備工事届出の場合

